

【主な法定公告の根拠条文と公告掲載期間(会社法)】

※当資料は参考資料です。根拠条文や掲載期間については、司法書士や弁護士など、専門家と相談の上お申込みください。

■会社法940条1項1号の規定が適用される公告

公告の種類	法令の条項	公告が必要な場合(概略)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
反対株主の株式買取請求	会116③④	①発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合 ②ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合 ③株式の併合、株式の分割、株式若しくは新株予約権の無償割当て、単元株式数についての定款変更又は株式若しくは新株予約権の株主割当による募集を行う場合に、ある種類の株式(種類株主総会の決議を要しない旨の定めがあるものに限る)の株主に損害を及ぼすおそれがあるとき	効力発生日の20日前までの日    ※4	効力発生日の前日    ※3	株主に 対する 通知に 代わる 公告  ただし、当該株式会社が公開会社である場合又は事業譲渡等に係る契約について株主総会の承認決議を受けた場合に限る  ただし、当該株式会社が公開会社である場合又は吸収合併契約等について株主総会の承認決議を受けた場合に限る  ただし、株式交付親会社が公開会社である場合、又は、株式交付親会社が会816の3①の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合に限る
	会469③④	事業譲渡等をする場合(会469条①に掲げる場合を除く)			
	会785③④	吸収合併、吸収分割又は株式交換をする場合における消滅株式会社等(会785① i ii に掲げる場合を除く)			
	会797③④	吸収合併、吸収分割又は株式交換をする場合における存続株式会社等			
	会806③④	新設合併、新設分割又は株式移転(以下「新設合併等」という)をする場合における消滅株式会社等(ただし、会806① i ii に掲げる場合を除く)			
	会816の6③④	株式交付をする場合における株式交付親会社	新設合併等についての株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告の開始後20日を経過する日	
新株予約権買取請求	会118③④	①発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合 ②ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合	定款変更の効力発生日の20日前までの日	定款変更の効力発生日の前日 ※3	新株予約権者に対する通知に代わる公告
	会777③④	組織変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日 ※3	
	会787③④	吸収合併、吸収分割又は株式交換をする場合における消滅株式会社等(ただし、会787③各号に掲げる株式会社に限る)	新設合併等についての株主総会の承認決議等の日から2週間以内の日	公告の開始後20日を経過する日	
	会808③④	新設合併、新設分割又は株式移転(以下「新設合併等」という)をする場合における消滅株式会社等(ただし、会808③各号に掲げる株式会社に限る)			
基準日	会124③	基準日を定めた場合(ただし、会124③ただし書きに規定する場合を除く)	当該基準日の2週間前までの日	当該基準日	
取得条項付株式の取得	会168②③	取得条項付株式の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の2週間前までの日	取得する日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
	会169③④	取得条項付株式の一部を取得する場合に、その取得する株式を決定したとき	決定後直ちに	公告の開始後2週間を経過する日	
取得条項付株式の取得	会172②③	全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合	取得日の20日前までの日	取得日	株主に対する通知に代わる公告
株式等売渡請求の承認	会179の4①②	対象会社が、特別支配株主からの株式売渡請求を承認したとき	取得日の20日前までの日	取得日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
株式の併合	会181①②	株式の併合をする場合	効力発生日の2週間前までの日(182の4③にあたる場合は、効力発生日の20日前までの日)	効力発生日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
株式の発行等に係る募集事項の決定	会201③④	公開会社が取締役会の決議によって株式の発行に係る募集事項を定めた場合	払込期日(又は払込期間の初日)の2週間前までの日	払込期日又は払込期間の末日	株主に対する通知に代わる公告
公開会社における募集株式の割当て等の特則	会206の2①②	募集株式の引受人について、会206の2①第1号に掲げる数の第2号に掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合(ただし、会206の2①ただし書き、又は会206の2③に規定する場合を除く)	払込期日(又は払込期間の初日)の2週間前までの日	払込期日又は払込期間の末日	株主に対する通知に代わる公告
株券を発行する旨の定款の定めを廃止	会218①	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(全部の株式について株券を発行していない場合を除く)	定款変更の効力発生日の2週間前までの日	定款変更の効力発生日の前日 ※3	公告+株主及び登録株式質権者に対する通知 株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
	会218③④	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(全部の株式について株券を発行していない場合に限る)			
株券提出公告	会219①	株券発行会社が次の行為をする場合 ①譲渡制限の定めを設ける定款変更 ②株式の併合 ③全部取得条項付種類株式の取得 ④取得条項付株式の取得 ④の2会179条の3①の承認 ⑤組織変更 ⑥合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る) ⑦株式交換 ⑧株式移転	各行為の効力発生日(株券提出日という)の1か月前までの日	各行為の効力発生日(株券提出日という)の前日 ※3	公告+株主及び登録株式質権者に対する通知
新株予約権の発行に係る募集事項の決定	会240②③	公開会社が取締役会の決議によって新株予約権の発行に係る募集事項を定めた場合	割当日の2週間前までの日	割当日	株主に対する通知に代わる公告
公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則	会244の2①③	募集新株予約権の引受人について、会244の2①第1号に掲げる数の第2号に掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合(ただし、会244の2①ただし書き、又は会244の2④に規定する場合を除く)	割当日の2週間前までの日	割当日	株主に対する通知に代わる公告

【主な法定公告の根拠条文と公告掲載期間(会社法)】

※当資料は参考資料です。根拠条文や掲載期間については、司法書士や弁護士など、専門家と相談の上お申込みください。

公告の種類	法令の条項	公告が必要な場合(概略)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
取得条項付新株予約権の取得	会273②③	取得条項付新株予約権の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の2週間前までの日	取得する日	新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
	会274③④	取得条項付新株予約権の一部を取得する場合に、その取得する新株予約権を決定したとき	決定後直ちに	公告の開始後2週間を経過する日	
新株予約権証券提出公告 ※1	会293①	株式会社が、会179条の3①の承認をする場合 又は 株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、次の行為をするとき ①取得条項付新株予約権の取得 ②組織変更 ③合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る) ④吸収分割、⑤新設分割、⑥株式交換 ⑦株式移転	各行為の効力発生日(新株予約権証券提出日という)の1か月前までの日	各行為の効力発生日(新株予約権証券提出日という)の前日 ※3	公告+新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知	会720④	社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合に、社債権者集会を招集するとき	社債権者集会の3週間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による(ただし、その方法が電子公告である場合に、招集者が社債発行会社でないときは、官報公告による)
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知 持分会社					
株式会社の組織変更計画の承認等	会776②③	組織変更する場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
効力発生日の変更(組織変更)	会780②	組織変更の効力発生日を変更する場合  吸収合併等の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日の前日までの日	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日	
効力発生日の変更(組織変更) 持分会社	会780②、 会781②				
効力発生日の変更(吸収合併等)	会790②				
効力発生日の変更(吸収合併等) 持分会社	会790②、 会793②				
効力発生日の変更(株式交付)	会816条の9③				効力発生日を変更する場合における株式交付親会社
吸収合併契約等の承認等	会783⑤⑥	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告

- ※1 登記申請時に電子公告調査結果通知書面の添付が必要な公告  
①債権者異議申述公告 ②株券廃止通知公告 ③株券提出公告 ④新株予約権証券提出公告 等
- ※2 電子公告の他に官報公告が必須なもの
- ※3 電子公告による公告で当該特定の前日まで継続すれば足りるもの(平成20年4月1日付法務省通知別添「電子公告の公告期間」による)
- ※4 公告文に「この公告掲載の翌日から」のような書き方をしている場合、掲載日から公告調査を始める必要があるものがあります。注意してください。

【主な法定公告の根拠条文と公告掲載期間(会社法)】

※当資料は参考資料です。根拠条文や掲載期間については、司法書士や弁護士など、専門家と相談の上お申込みください。

■会社法940条1項3号の規定が適用される公告

公告の種類	法令の条項	公告が必要な場合(概略)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株式の競売等における利害関係人の異議	会198①	株式の競売・売却をする場合	3か月以上の異議申立期間の初日までの日	3か月以上の異議申立期間が経過する日	公告+当該株式の株主及び登録株式質権者に対する個別催告
株券の提出をすることができない場合の異議申述	会220①	株券を提出することができない者がある場合において、当該者から請求があるとき	3か月以上の異議申立期間の初日までの日	3か月以上の異議申立期間が経過する日	
取締役(会)による役員等の責任の一部免除	会426③	定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)を行った場合	同意等の後遅滞なく	1か月以上の異議申立期間が経過する日	公告又は株主に対する通知(公開会社でない場合は通知に限る)
	会426⑤	最終完全親会社等がある場合において、会426③の規定による公告又は通知がされたとき	公告又は通知の後遅滞なく	1か月以上の異議申立期間が経過する日	公告又は株主に対する通知(最終完全親会社等が公開会社でない場合は株主に対する通知に限る)
債権者の異議	会449③	資本金又は準備金の額を減少する場合	1か月以上の異議申立期間の初日までの日	1か月以上の異議申立期間が経過する日	知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会779③	組織変更をする場合			
	会789③	吸収合併、吸収分割又は株式交換をする場合の消滅株式会社等			
	会799③	吸収合併、吸収分割又は株式交換をする場合の存続株式会社等			
	会810③	新設合併、新設分割又は株式移転をする場合の消滅株式会社等			
※1 ※2	会816条の8③	株式交付をする場合の株式交付親会社	※4		
債権者の異議 持分会社	会627③	合同会社が資本金の額を減少する場合	1か月以上の異議申立期間の初日までの日	1か月以上の異議申立期間が経過する日	知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告
	会635③	合同会社の社員の退社に伴う持分の払戻しをする場合			
	会779③、 会781②	合同会社が組織変更をする場合			
	会789③、 会793②	吸収合併をする場合の吸収合併消滅持分会社又は吸収分割をする場合の吸収分割合同会社			
	会799③、 会802②	吸収合併をする場合の存続持分会社等			
	会810③、 会813②	新設合併をする場合の新設合併消滅持分会社又は新設分割をする場合の新設分割合同会社			
	※1 ※2	会670③	任意清算による場合	※4	
		解散の日(解散後に財産の処分の方法を定めた場合は当該日)から2週間以内の日			ただし、2か月以上の異議申立期間を必要とする場合は不可 合名会社又は合資会社においては不可 吸収合併存続会社が株式会社又は合同会社である場合、合名会社又は合資会社においては不可 新設合併設立会社が株式会社又は合同会社である場合、合名会社又は合資会社においては不可

※1 登記申請時に電子公告調査結果通知書面の添付が必要な公告  
①債権者異議申述公告 ②株券廃止通知公告 ③株券提出公告 ④新株予約権証券提出公告 等

※2 電子公告の他に官報公告が必須なもの

※3 電子公告による公告で当該特定の日の前日まで継続すれば足りるもの(平成20年4月1日付法務省通知別添「電子公告の公告期間」による)

※4 公告文に「この公告掲載の翌日から」のような書き方をしている場合、掲載日から公告調査を始める必要があるものがあります。注意してください。

【主な法定公告の根拠条文と公告掲載期間(会社法)】

※当資料は参考資料です。根拠条文や掲載期間については、司法書士や弁護士など、専門家と相談の上お申込みください。

■会社法940条1項4号の規定が適用される公告

公告の種類	法令の条項	公告が必要な場合(概略)	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株主との合意による自己株式の取得	会158①②	株主との合意によって自己株式の取得をする場合	取得価格等の決定後	公告の開始後1か月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告(ただし、公開会社の場合に限る)
取得条項付株式の取得	会170③④	取得条項付株式の取得事由が生じた場合	取得事由が生じた後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
株式等売渡請求の撤回の承認	会179の6④⑤	対象会社が、特別支配株主からの売渡株式等の全部についての株式等売渡請求の撤回を承諾したとき	承諾の後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	売渡株主等に対する通知に代わる公告
単元株式数の変更等	会195②③	取締役の決定又は取締役会の決議により、単元株式数の減少又は単元株式数の定めを廃止する定款変更をした場合	定款変更日以後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告
取得条項付新株予約権の取得	会275④⑤	取得条項付新株予約権の取得事由が生じた場合	取得事由が生じた後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
社債管理者の事務の承継	会714④	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合等	社債管理者を定める等した後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	公告+知れている社債権者に対する個別通知
社債管理者の事務の承継 持分会社					
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	会735	社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合	決定後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定 持分会社					
新設合併契約等の承認	会804④⑤	新設合併等をする場合における消滅株式会社等	新設合併契約等についての株主総会の承認決議等の日から2週間以内の日	公告の開始後1か月を経過する日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
責任追及等の訴え	会849⑤	株式会社が責任追及等の訴えを提起したとき等	訴えを提起した等の後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	公告又は株主に対する通知(公開会社でない場合は株主に対する通知に限る)
	会849⑩	株式交換等完全親会社が会849⑥の規定による通知を受けた場合	通知を受けた後遅滞なく	公告の開始後1か月を経過する日	公告又は適格旧株主に対する通知(公開会社でない場合は適格旧株主に対する通知に限る)
		最終完全親会社等が会849⑦の規定による通知を受けた場合			公告又は当該最終完全親会社等の株主に対する通知(公開会社でない場合は当該最終完全親会社等の株主に対する通知に限る)

※1 登記申請時に電子公告調査結果通知書面の添付が必要な公告

①債権者異議申述公告 ②株券廃止通知公告 ③株券提出公告 ④新株予約権証券提出公告 等

※2 電子公告の他に官報公告が必須なもの

※3 電子公告による公告で当該特定の日の前日まで継続すれば足りるもの(平成20年4月1日付法務省通知別添「電子公告の公告期間」による)

※4 公告文に「この公告掲載の翌日から」のような書き方をしている場合、掲載日から公告調査を始める必要があるものがあります。注意してください。